

市報第 8 号

平成24年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、平成24年度横浜市事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。

平成25年 6 月20日

横浜市 長 林 文 子

平成 24 年度 横 浜 市

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額	
				支出済額	支出未済額		
6	こども 青少年費	2 子育て 支援費	市立保育所の 更なる活用による 待機児童解消事業	201,608,069	79,281,000	122,327,069	円 -
6	こども 青少年費	3 こども福祉 保健費	地域療育センター 運営事業	23,646,000	8,409,000	15,237,000	-
7	健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	特別養護老人ホーム 整備事業	423,168,000	-	423,168,000	-
7	健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	動物愛護センター 整備事業	71,544,900	23,852,000	47,692,900	-
9	資源循環費	2 適正処理費	戸塚区品濃町 最終処分場 対策事業	204,440,250	88,494,000	115,946,250	-
10	建築費	1 建築指導費	公共建築物 長寿命化対策事業	5,786,881	-	5,786,881	-
12	道路費	2 道路整備費	道路特別 整備事業	105,105,000	91,320,000	13,785,000	-
12	道路費	2 道路整備費	街路整備事業	108,360,000	63,084,000	45,276,000	-
12	道路費	3 河川費	河川整備事業	30,493,670	24,394,670	6,099,000	-
14	消防費	1 消防費	防災行政用無線 運用事業	126,084,000	49,896,000	76,188,000	-
一 般 会 計 計			1,300,236,770	428,730,670	871,506,100	-	

事故繰越し繰越計算書

翌年度 繰越額	左の財源内訳					一般財源	説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源					
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 122,327,069	円 122,200,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 127,069	支障物件の撤去等に日時を要したため
15,237,000	-	-	-	-	-	15,237,000	支障物件の撤去に日時を要したため
423,168,000	394,000,000	-	-	-	-	29,168,000	請負業者との契約手続き等に日時を要したため
47,692,900	30,000,000	-	-	-	-	17,692,900	工法変更に伴い工事が遅延したため
115,946,250	115,946,250	-	-	-	-	-	支障物件の選別等に日時を要したため
5,786,881	-	-	-	-	-	5,786,881	先行工事の遅れに伴い工事が遅延したため
13,785,000	6,203,250	7,581,750	-	-	-	-	工法変更に伴い工事が遅延したため
45,276,000	27,165,600	18,110,400	-	-	-	-	先行工事の遅れに伴い工事が遅延したため
6,099,000	2,033,000	2,033,000	2,033,000	-	-	-	補償物件の移転に日時を要したため
76,188,000	-	-	-	76,000,000	-	188,000	関係機関との調整等に日時を要したため
871,506,100	697,548,100	27,725,150	2,033,000	76,000,000	-	68,199,850	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
(中央卸売市場費会計)						
1 本場費	2 施設整備費	市場大橋 撤去事業	円 259,630,000	円 504,000	円 259,126,000	円 -

翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般会計 繰入金	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 259,126,000	円 259,126,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	関係機関との調整等に日時を要したため

参 考

地方自治法施行令（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条（第1項及び第2項省略）

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

（繰越明許費）

第146条（第1項省略）

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

（第3項省略）

地方自治法（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条（第1項及び第2項省略）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。